

令和 8 年 度

四日市市職員（作業療法士）採用試験要項

1 募 集 職 種 作業療法士

2 主 な 業 務 作業療法士業務

3 採用予定人数 1 人程度

4 勤 務 場 所 市立四日市病院
※将来、四日市市役所など関係する部署に配属され勤務することもあります

5 採用予定日 令和 8 年 4 月 1 日

6 受 験 資 格 次の①～③の条件を満たす人

- ① 昭和 6 1 年 4 月 2 日以降に出生し、作業療法士の免許を有する人または採用予定日までに取得見込の人
- ② 地方公務員法第 1 6 条に定める欠格条項に該当しない人
- ③ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する人

7 試験日及び会場

令和 7 年 1 0 月 1 8 日（土） 午前 9 時～

※受験人数等の都合により試験開始時間は変更となる場合があります

（変更となる場合は応募者へ通知します）

市立四日市病院（四日市市芝田二丁目 2 番 3 7 号）

8 試 験 科 目

教養試験（6 0 分） 文章読解能力、数的能力、一般知識等についての筆記試験を行います

専門試験（9 0 分） 解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む）、臨床医学大要（人間発達学を含む）、作業療法などについての筆記試験を行います

小論文（6 0 分） 当日指定されたテーマに対する作文試験を行います

適性検査（5 0 分） 主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います

面接（1 5 分程度） 人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行います

9 受験申込方法

(1) 市立四日市病院職員採用試験受験申込フォームから必要事項の登録を行ってください

URL : <https://logoform.jp/form/7p72/1051921>

※受験申込フォームからの登録は1回までとします

※複数回入力してしまった人や入力を間違えた人は、市立四日市病院総務課
(TEL (059) 354-1111 内線5212) まで連絡してください



(2) 職員採用試験受験票に必要事項を記入し、以下の書類を同封して提出してください

- | | |
|---|-------------|
| ① 写真(受験票に貼付、3カ月以内に撮影の上半身・脱帽の写真) | 2枚 |
| ② 作業療法士免許証の写し(免許取得者) | 1部 |
| ③ 卒業見込証明書又は卒業証明書 | 1通 |
| ④ 成績証明書(免許取得者は不要) | 1通 |
| ⑤ 返信用封筒(A4三つ折りが入るサイズ) | 2通 |
| (受験票、試験結果送付用。宛名を明記(氏名の後に「様」も記入すること)し、
110円切手を貼ること) | |
| ⑥ 在留資格を証する書類(住民票等) | 1部(外国籍の方のみ) |

●受験申込を完了するためには、(1) (2) 両方の手続きが必要です

10 申込期限

・受験申込フォームからの登録

令和7年10月7日(火)午後5時15分まで

・受験票等(9(2)の各書類)の提出

令和7年10月7日(火)までに必着(郵送も同じ)

※受付時間は月～金曜日(祝日を除く)…午前8時30分～午後5時15分

11 受験票等の提出先

〒510-8567 四日市市芝田二丁目2番37号

市立四日市病院 総務課 TEL (059) 354-1111 内線 5212

※郵送の場合は、封筒に「受験申込書類在中」と朱書すること

■ 勤務条件（令和7年4月1日現在）

(1) 初任給

250,700円（大学卒の場合）（金額は地域手当（9%）を含む）

- ・初任給は、前職歴に応じて加算される場合があります
- ・諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.6月分）などが支給されます
- ・民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります
- ・「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります

(2) 勤務時間等

原則として祝日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（1週あたり38.75時間）

※必要に応じて休日にもリハビリテーション業務があります

(3) 休暇

年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます

その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります

《 参 考 》

☆地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

《 参 考 》

☆外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- （1）市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- （2）市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- （3）市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- （4）その他公権力の行使に該当することとなる職務

2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の担当職及び課長専決権限を全部適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く）の職（具体的には課付主幹、係長、主幹）への昇任は制限されません。